



平成 23 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 N S D
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 今 城 義 和
(コード番号 9759 東証1部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 社 長 室 長 近 藤 潔
(TEL 03-3342-1250)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて承認を求める議案を、平成 23 年 6 月 28 日開催予定の当社第 42 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社子会社の取締役に対し、以下の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役及び監査役に対する新株予約権の発行は、会社法第 361 条第 1 項及び第 387 条第 1 項に規定される報酬等にそれぞれ該当いたします。当社の取締役の報酬額については、平成 4 年 6 月 26 日開催の第 23 回定時株主総会において月額 35 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、当社の監査役の報酬額については、平成 12 年 6 月 29 日開催の第 31 回定時株主総会において月額 5 百万円以内とご承認いただいておりますが、それとは別枠にて、当社の取締役（社外取締役を除く。）について年額 20 百万円以内、当社の常勤監査役について年額 5 百万円以内で報酬等として新株予約権を発行することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、本株主総会において取締役選任の議案及び監査役選任の議案がいずれも原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役の員数は社外取締役 1 名を除く 6 名、監査役の員数は常勤監査役 3 名となります。

新株予約権の行使に際して交付する株式は、当社自己株式を使用する予定としております。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに株式価値の向上を目指した経営を一層推進すること、並びに当社監査役の適正な監査に対する意識を一層高めることにより当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図ることを目的に、新株予約権を次の要領により発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（社外取締役を除く。）、常勤監査役及び執行役員並びに当社子会社の取締役

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 67,000 株を上限とする。このうち、取締役（社外取締役を除く。）については 32,000 株、常勤監査役については 6,000 株を本議案承認の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の数の総数の上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

670 個を上限とする。このうち、取締役（社外取締役を除く。）については 320 個、常勤監査役については 60 個を本議案承認の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後3年を経過した日から平成33年3月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または転籍出向等会社都合による退職、その他、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)③に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件

上記「(10) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 上記の内容については、平成23年6月28日開催予定の当社第42回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上